

I 事務事業の点検及び評価の目的、実施方針

1 目 的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、田村市教育委員会の事務事業に関する管理及び執行状況について、教育に関する学識経験者の知見を活用して点検及び評価を行い、報告書を作成して議会に提出するとともに公表する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施方針

- (1) 田村市教育委員会は、田村市教育大綱に示された事務事業について点検・評価結果をまとめる。
- (2) 田村市教育委員会は、田村市教育委員会外部評価委員会設置要綱に基づき、教育に関する学識経験者3名に外部評価委員を委嘱し、田村市教育委員会外部評価委員会を設置する。（以下、外部評価委員会という）
- (3) 外部評価委員会は、田村市教育委員会が行う事務事業についての点検及び評価（内部評価）について、意見を述べ、評価を行う。（外部評価）
- (4) 田村市教育委員会は、内部評価並びに外部評価について報告書を作成し、議会に提出するとともに公表する。